

放課後児童健全育成「大栗こどもクラブ」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜和会（以下「事業者」という。）が設置する大栗こどもクラブ（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図る。
- 2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成29年6月19日佐野市条例第29号）その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人桜和会 大栗こどもクラブ
- (2) 所在地 栃木県佐野市犬伏中町2437番地1
- (3) 事務所 栃木県佐野市犬伏下町2424番地1（大栗保育園内）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(通常平日の配置数)

- (1) 放課後児童支援員 2名

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備

及び備品等の安全管理を行う。

(2) 補助員 1名

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(3) 事務職員 1名

事務職員は、事務所運営に必要な事務を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から金曜日までとする。

イ 第1・第3土曜日を開所とする。

ウ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

ア 小学校の授業がある日 午後2時から午後7時まで

イ 第1・第3土曜日 午前8時から午後5時まで

ウ 小学校の授業の休業日 午前7時30分から午後6時まで
(午後6時から午後7時まで延長保育)

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から8月16日までの日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

カ 第1・第3土曜日以外の土曜日

キ 保育園の夏祭り・運動会・遊戯会・卒園式のある土曜日

ク 年度末日の平日

ケ その他当クラブが必要と認めた日（災害や伝染病により、開所が困難とされる日）

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供

第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。

(2) その他支援に係る行事等

2 前項に定めるもののほか、犬伏東小学校から事業所への利用者の車での送迎を行うものとする。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受

けるものとする。

(1) 保育料 月額 12,000 円

市から「民間放課後児童クラブ利用者負担軽減交付金」月額 2,000 円の交付を受けるため、保育料の負担額は月額 10,000 円とする。

兄弟が同時施設利用をしている家庭については、上記の保育料から 1,500 円を減額する。

本クラブに 3 年以上継続して在籍した児童（4～6 年生）は、上記の保育料から 1,500 円を減額する。

延長保育 1 回 400 円（小学校の授業の休業日 午後 6 時から 7 時まで）

(2) 傷害保険料 800 円

(3) 保護者会費 年額 2,400 円

(4) 緊急時用配信メール 年額 1,200 円

2 前項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。

3 事業者は、第 1 項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

（利用定員）

第 8 条 利用者の定員は、概ね 40 名（最大 44 名）とする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、佐野市立犬伏小学校区域とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が欠席をする。急に延長保育を利用する。また、迎えの人が変わる場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出る。
- (2) 家庭の事情が変わった時（住所、電話番号、勤務先の変更等）は知らせる。
- (3) 伝染性疾患、他者に感染するおそれがある場合また、37.5 度以上の熱、ひどい鼻水、咳、嘔吐、下痢などの症状がある場合は欠席。また、保育中、発熱（37.5 度以上）の熱や、下痢、嘔吐などの症状で連絡が来たら、早急なお迎えをする。
- (4) インフルエンザ等で学級閉鎖の連絡が来た場合は、その当日から本人がかかっているとしても休所する。
- (5) 保育料を 2 か月以上滞納した時、保育を必要とする要件に該当しなくなった時、利用

の継続について重大な支障、または困難が生じたとき、当会側の契約内容に対して不履行があった時は退所する。

(6) こどもクラブ内の物品を児童が破損させてしまった場合、個人負担請求をする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害の対策)

第 12 条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をすよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第 13 条 事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容

とする。

- 4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 ～ 3 回

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桜和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

